

長寿医療（後期高齢者医療）制度加入者の皆さん  
国民健康保険税を年金からお支払いになっている皆さん

## 保険料や保険税の 支払方法が選択できます

長寿医療  
（後期高齢者医療）制度  
加入者の皆さんへ

長寿医療制度の保険料の支払いを年金天引きから口座振替に変更できる人は、以前に国民健康保険に加入していた人や、世帯主・配偶者が、本人に代わって口座振替で支払う場合などに限られていましたが、こうした要件がなくなります。

年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望する人や、本人以外が、保険料を支払うことで、社会保険料の控除（下記参照）の適用を受けた人は申請手続きをしてください。ただし、これまでの納付状況などから口座振替への変更ができない場合があります。

申請方法  
振替を希望する口座の預金通帳  
通帳のお届け印  
長寿医療制度の被保険者証  
を持参の上、市民課高齢者医療係に申請してください。  
と は保険料を支払う人（本人・配偶者・子どもなど）の通帳と印鑑、  
は年金天引きを中止したい人の被  
保険者証

申請期限  
1月30日（金）までに申請すると、年

金天引きは4月分から中止され、7月から翌年3月まで9回、口座振替での支払いとなります。

右記期限経過後に申請した場合、6月分以降の年金天引きが中止となります。

現在年金天引きの人と4月から年金天引きが始まる予定の人には、1月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合よりお知らせを送付します。

問合せ 市民課高齢者医療係  
☎0833(72)1400

### 国民健康保険税を

年金からお支払いの皆さんへ

国民健康保険税を年金天引きで支払っている人で、口座振替での支払いを希望する人は、届け出により年金天引きを中止し、口座振替による支払いに変更することができるようになります。

ただし、保険税の納付状況などから、口座振替への変更ができない場合があります。

申請方法  
振替を希望する口座の預金通帳とお届け印を持参の上、税務課市民税係で手続きしてください。

ご注意ください

### 所得税や市県民税の

社会保険料の控除について

誰が保険料や保険税の支払いをするかにより、所得税や市県民税の社会保険料控除の対象者は変わります。

納付書や口座振替により保険料や保険税を支払う場合、支払った人に社会保険料控除が適用されます。

保険料や保険税が年金天引きの場合、年金天引きされた人に、所得税や市県民税の社会保険料控除が適用されます。

申請期限  
1月30日（金）までに申請すると、年金からの天引きは4月分から中止され、6月から口座振替での支払いとなります。



問合せ 税務課市民税係  
☎0833(72)1400